インセンティブ（報奨金）制度で秋田の保険料負担を減らそう

Q インセンティブ制度ってなに？

皆さまの健康づくり等への取組みに応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、都道府県別の健康保険料率に反映させるものです。**取組みが他の都道府県よりも優れていれば健康保険料率が引き下げられます。**

（年々増加する医療費を適正化するため、加入者・事業主のみなさま一人ひとりに健康への取組みを行っていただくことを目的として、国が「インセンティブ（報奨金）制度」を設けました。）

全国の加入者・事業主のみなさまからいただく保険料率0.01%分[*1]を財源とします

各都道府県の努力に応じて47支部中、15支部へ2年後に報奨金として割り振られます

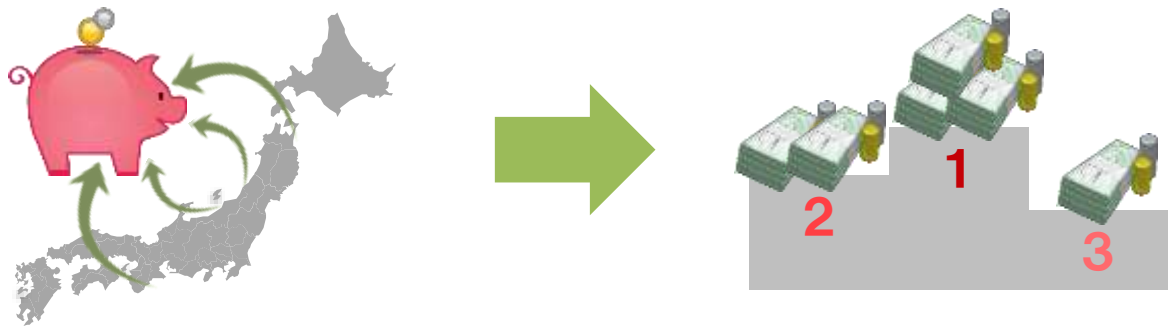

*1　この0.01%は、段階的に導入します。
平成30年度（令和２年度保険料率）：0.004%　⇒　令和元年度（令和３年度保険料率）：0.007%　⇒　令和２年度（令和４年度保険料率）：0.01%
⇒　令和3年度（令和5年度保険料率）：0.01%　⇒　令和4年度（令和6年度保険料率）：0.01%　⇒　令和5年度（令和7年度保険料率）：0.01%

Q 取組って何をするの？

次の５項目について取組みます。

- 特定健診等の受診率
- 特定保健指導の実施率
- 特定保健指導対象者の減少率
- 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合

令和7年度都道府県単位健康保険料率

秋田は全国平均を上回る10.01%の保険料率

協会けんぽの健康保険料率は都道府県ごとに異なり、地域の皆さまの医療費に基づき算出されています。

令和7年度都道府県単位健康保険料率

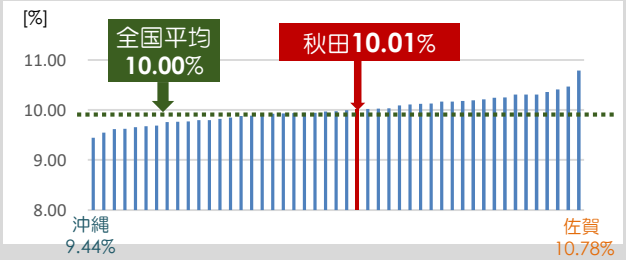

取組についての詳しい内容は裏面をご覧ください。

全国健康保険協会 秋田支部
協会けんぽ

ご存知ですか

秋田支部の現状

現状を知って、健康づくり等に取り組んでくださいますようお願いいたします

特定健診等の受診率

6割の方が受けています

特定健診等受診率**62.9%**（令和5年度）

ご自身の健康状態を確認するためにも年に１回健診を受けましょう

お勤めの方（被保険者）	生活習慣病予防健診 または 事業者健診 ※ 事業者健診を実施している事業主の方は、健診結果データ提供の同意書を協会けんぽへご提出ください
ご家族の方（被扶養者）	特定健康診査

特定保健指導の実施率

3割の方しか受けていません

特定保健指導実施率32.3%（令和5年度）

健診の結果でメタボリスクのあった方は特定保健指導を受けましょう

お勤めの方（被保険者）	協会けんぽの保健師・管理栄養士が事業所を訪問、または、契約実施機関で特定保健指導を受けることができます。
ご家族の方（被扶養者）	契約実施機関で特定保健指導を受けることができます。

特定保健指導対象者の減少率

健診を受けた**10人に１人**の方が

保健指導対象者です

特定保健指導対象者**19,327**名（令和5年度）

生活習慣を見直してメタボリスクから抜け出しましょう

運動	歩数プラス**2,000**歩（または運動20分）	減塩	塩分マイナス**2**g
食事	野菜プラス**70**g（トマトでは中1/2個分）	タバコ	まずは、受動喫煙ゼロそして、禁煙へ

参考：健康秋田いきいきアクションプラン（秋田県）

医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

１０人に４人の方しか受けていません

対象者の医療機関受診率**37.9%**（令和5年度）

精密検査が必要な方は医療機関を受診しましょう

たとえば

血圧・血糖値が共に高い状態が続くと・・・ ▶ 動脈硬化が進行し・・・ ▶ 脳卒中、心筋梗塞や糖尿病合併症を引き起こします

協会けんぽでは、血圧や血糖値が高い方へ医療機関への受診を促す通知をお送りしています。届いた方は早めに受診してください。

ジェネリック医薬品の使用割合

８割の方がすでに使用しています

ジェネリック医薬品使用割合**85.1%**

（令和5年度末時点：医科、DPC、歯科、調剤レセプト集計、数量ベース）

ジェネリック医薬品に切り替えるよう薬局や医療機関で相談しましょう

ジェネリック医薬品へ変更する意思表示をするため、資格確認書やお薬手帳に貼り付けて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」をお配りしています。

シールをご希望の方は、協会けんぽへお知らせください。

全国健康保険協会 秋田支部
協会けんぽ

〒010-8507秋田市旭北錦町5-50シティビル秋田2階
TEL：018-883-1800（音声案内④）　FAX：018-883-1451
ホームページ：協会けんぽ　秋田

（2025.3）